

## 「上郡町災害廃棄物処理計画（素案）について」

### パブリック・コメントの結果

■意見等の募集期間：令和6年1月26日～令和6年2月26日

■意見等の受付期間：1人8件

（提出方法の内訳：メール1人）

#### 1. 意見等の概要と町の考え方

##### 【意見1】

「災害廃棄物」が「産業廃棄物」とは異なるものであることと、その違い、明確な区別の定義、区別の方法について、住民が理解しやすい、平易な言葉での説明が必要。

「第6節 対象とする廃棄物 第1項 災害廃棄物の定義 災害廃棄物とは、・・・ 第2項 対象とする廃棄物」にも記述はあるが、それ以外に想定される廃棄物についての記述が必要。

万が一企業からの薬品流出や、廃棄物処分場の土砂流出等による最悪のシナリオも想定した計画が必要。

##### 【意見2】

他の廃棄物の定義等もあればそれらも提示し、災害廃棄物の位置づけを明確にするべき。

##### 【意見3】

本来は産業廃棄物であっても、万が一災害発生時には、災害廃棄物として扱われてしまう可能性の有無について懸念が持たれる。

##### 【町の考え方】

上記、1、2、3は災害廃棄物の定義についてのご意見と考えます。

「災害廃棄物」が「一般廃棄物」であることをP10の第6節第1項に明記してあります。また、同ページ表1-8に、事業所から発生する廃棄物は事業者自らの責任において適正に処理することが原則だが、中小企業から発生した廃棄物であって、生活環境保全上必要がある場合は、災害廃棄物処理の国庫補助対象となりうることも記載しております。P11からの表1-9においても災害によって発生する廃棄物を具体的に記述しております。

企業からの薬品等の流出に関しては、災害時に事業所で発生する処理困難物については、その種類や発生場所から産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）に該当するものの割合が大きいと考えられます。これらは平時と同様に、原則的には事業者の責任において処理することとなります。このため、事業者においては、自主保安体制を確立し、事業所由来の災害廃棄物の発生の防止・抑制のため、平時から予防対策を講じることが求められます。一方で、事業所の敷地境界を越えて流出した有害物質等が災害廃棄物に混入した場合、町は住民の生活環境に影響を与えないよう、安全かつ適切に処理する必要があります。災害発生時には有害物質取扱事業所等の被災状況を速やかに確認し、事業者と協力して情報の共有と住民への広報を行うとともに、適切な処置を講じます。

廃棄物処分場からの土砂流出については、処分場は省令に定める構造基準に適合した堅牢な構造物となっているため、安全性が担保されていると考えております。

**【意見 4】**

第1項 地勢・気候等 について

上郡町および千種川流域は、過去の集梅雨豪雨や水害などの災害経験から、台風の進路によっては南南東から流れ込む大量の雨雲によって短時間の大雨が降りやすい地勢的位置にあり、大規模な災害が予測される。

そのため、支流による氾濫原が生成される要因となる後背地にある支流や山林では、水害のみならず、圏域にある山林や谷の崩落や内水による水害等の危険性が高い。

**【意見 5】**

第2項 都市的条件 にある「人口密度 92.4/k㎡」は、実際には山林が多く平地の少ない上郡町では、実際にはもっと密集した高い実効数になるはず。衛星地図等を見れば、町の中心部をのぞくと川沿いに広がるわずかな平地に集落が並んでおり、災害等の危険度を実効的な人口密度から考えると、流域で広い被害が発生する可能性があることを意識して置かねばならず、この数値は並列して表記すべきである。

**【意見 6】**

第2項 都市的条件にある「風水害編」では河川氾濫を念頭に記述されているが、前述の地勢的要因から大雨時の【内水による水害被害】が想定されることを追記が必要。温暖化による過去のデータを上回る想定外の降雨が全国で記録されていることから、町内にある二つのダムの貯水許容量を超えることに依る下流部の大規模水害危険発生の可能性も念頭に置いて記述すべきである。過去には揖保川や市川において、ダム決壊の危険値近くまでの大雨が発生した事実は、上郡町においても発生可能性があることを常に周知しておく必要がある。

**【町の考え方】**

上記、4、5、6は被害想定についてのご意見と考えます。

災害廃棄物処理計画は地域防災計画を上位計画として策定されるものであり、地域防災計画で想定される災害の種類、規模等に基づいて本計画でも被害の想定を行っております。今後、地域防災計画が見直されるなどの状況の変化があれば、災害廃棄物処理計画も適宜見直しを行ってまいります。

**【意見 7】**

上述6にある複合的な廃棄物発生が生じた際に、災害廃棄物とそれ以外の廃棄物を線引きして対応することは現実的に無理で有り、事前にその想定の下での対応を策定する必要が求められる。

またその際の費用については、町だけの財政支出では到底かなうものではなく、県や国の支援を見込んだ連携を策定しておくべきである。

**【町の考え方】**

災害廃棄物処理事業費に関しては環境省からの補助金があります。このことについてはP81～82に記載しております。

県や国の支援についてはP18に国との連携、P19に県との連携を記載しております。

**【意見 8】**

廃棄物の処分量軽減のため、想定されるがれきのうちで、日常的に使用を制限していった排出量を減らす町内での工夫も必要。大都市ではなく、田舎の町だからこそ出来る事かもしれません。

**【町の考え方】**

ご指摘の通り、日ごろから不用品を処分しておいたり、空き家を除却しておいたりすることにより、災害時の廃棄物発生量を減らすことが可能です。このことを、章を追加して以下のとおり記載します。

「第12章 災害廃棄物の発生・処分量軽減のための施策

町は、そのまま放置すれば倒壊等、保安上著しく危険となるおそれのある状態の空き家がある場合は平時から関連法令等に基づき適正に進め、発災時の損壊により災害廃棄物となる事態の防止に努める。

また、便乗ごみ対策（被災とは無関係と思われるブラウン管テレビ、マッサージチェア、古い農機具等が仮置場に置かれる）として、退蔵ごみの処分に対する広報を平時から積極的に行う。」

■お問い合わせ先：住民課

TEL：0791-52-1115

FAX：0791-52-6490

電子メール：[jyumin@town.kamigori.lg.jp](mailto: jyumin@town.kamigori.lg.jp)